

2 連帯保証人（要件を満たす個人または法人を連帯保証人として立てること）

（1）個人が連帯保証人となる場合（次の要件をすべて満たしていること）

要件

①次のいずれかを満たしている

- ア) 申込日の属する月の6ヶ月前から継続して東京都内に住所を有している（住民登録している）者
- イ) 4親等以内の血族又は3親等以内の姻族及び配偶者で日本国内に住所を有している者
- ウ) 次の基準以上の収入を有している者で日本国内に住所を有している者

世帯人員	1人	2人	3人	4人	5人
収入基準 (平均月額)	177,000円	261,000円	319,000円	376,000円	411,000円

②日本国籍を有する者又は永住者の在留資格を有する者若しくは特別永住者等である

③~~申込者とは独立した生計を営んでいる*~~ ⇒令和4年8月改正により「別生計」の要件は削除されました。

④東社協が実施する介護福祉士修学資金、社会福祉士修学資金、実務者研修受講資金、離職介護人材再就職準備金、介護分野就職支援金、障害福祉分野就職支援金、福祉系高校修学資金の貸付における連帯保証人になっていない

※申込者が未成年の場合は、原則として同一生計の法定代理人（親権者または後見人）を連帯保証人としてください。ただし、法定代理人が無収入や生活保護受給者など保証能力が無い場合は、親権者等法定代理人とは別にもう1名基準以上の収入を有する成年者を連帯保証人として立ててください。

なお、民法改正に伴い、2022年4月1日から成年年齢は18歳に変更します。

留意事項

- * 無収入の方や生活保護受給者など、保証能力の無い方を連帯保証人にはできません。（連帯保証人は生活保護基準以上の収入があることが望ましい）
- * 連帯保証人は、申込者が返還免除対象業務への従事による返還免除を受けるときに、85歳未満であることが望ましいとしています。
- * 貸付が決定した後は、修学生が返還免除を受けるか返還完了となるまでの間、修学生の状況に応じた通知が送付されます。修学生が返還免除または返還完了となるまで、連帯保証人としての責務を負うことになり、債務を負担していただきます。

（2）法人が連帯保証人となる場合（次の要件をすべて満たしていること）

要件

①次のいずれかの法人である

- ア) 申込者が介護福祉士養成施設又は社会福祉士養成施設（通信制課程を除く）に在学している場合に、その在学する養成施設等を運営する法人
- イ) 申込者の就労先（内定含む）が、返還免除対象業務に従事したことによる返還免除の対象となる場合に、その施設等を運営する法人

②保証能力を有する法人である

（連帯保証額を上回る金額の預貯金を有していることを、決算書等により確認します）

③連帯保証人になることについて、法人の理事会または取締役会において承認している（理事会議事録、取締役会議事録で確認します）

* 法人の場合は、複数の貸付の連帯保証人になることができます。